

令和2年度相談支援従事者研修受講予定者 各位

奈良県福祉医療部長寿・福祉人材確保対策課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る相談支援専門員の臨時的な取扱いについて

平素より、本県の福祉行政の推進に多大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今年度実施を予定しておりました相談支援従事者現任研修（以下、「現任研修」という。）について、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、研修を中止とさせていただきます。

本研修を中止することにより、相談支援専門員の有効期間を過ぎてしまう者について、下記のとおり臨時的な取扱いを定めましたのでお知らせいたします。

なお、本通知は、県長寿・福祉人材確保対策課ホームページ (<http://www.pref.nara.jp/49707.htm>) にも掲載していることを申し添えます。

記

1. 対象となる者

令和3年3月31日に、相談支援専門員の有効期間が満了する者（以下の①または②に該当する者）

①	平成22年度に相談支援従事者初任者研修を修了し、 平成23年度～平成27年度に実施された現任研修を修了した者のうち、 平成28年度～令和元年度に実施された現任研修を修了していない者。
②	平成27年度に相談支援従事者初任者研修を修了した者のうち、 平成28年度～令和元年度に実施された現任研修を修了していない者。

※奈良県内の事業所に所属する相談支援専門員（奈良県で事業所を開設する予定の者を含む）が対象となります。他都道府県の事業所に所属する相談支援専門員は、当該都道府県の取扱いをご確認ください。

2. 有効期間の取扱いについて

相談支援専門員の有効期間を令和4年3月31日まで延長する

※この取扱いは、研修を受講できないことにより、本来の資格更新時期を過ぎてしまう相談支援専門員に対して、あくまでも臨時的な措置であるため、該当者は令和3年度の現任研修を受講していただきますようよろしくお願いいたします。

3. 修了証の取扱いについて

- ・今回の取扱いにあたり、現任研修の修了証の再発行はいたしません。
- ・市町村等から資格の保有状況を確認される場合は、これまでに受講した相談支援従事者研修の修了証書及び本通知を提示してください。

4. 研修修了後の有効期間について

令和3年度の現任研修を修了した場合は、「本来の有効期間満了日」から5年間有効期間を延長するものとします。

(例)

本来の有効期間満了日	研修修了年度	更新研修修了後の有効期間満了日
令和3年3月31日	令和3年度	令和8年3月31日

5. 令和2年度研修の実施について（令和2年6月17日現在）

○実施予定の研修

- ・相談支援従事者初任者研修

(相談支援専門員コース7日間、サービス管理責任者等基礎コース2日間)

- ・サービス管理責任者等基礎研修（3日間）
- ・強度行動障害支援者養成研修（4日間）

※現時点では実施を予定している研修についても、新型コロナウイルス感染症の感染状況等によっては、研修を延期または中止とする可能性があります。

※研修日程（予定）の詳細は、県長寿・福祉人材確保対策課ホームページからご確認ください。

○中止する研修

- ・相談支援従事者現任研修
- ・サービス管理責任者等更新研修

※今年度の実施はありません。

【参考】

- ・県長寿・福祉人材確保対策課ホームページ (<http://www.pref.nara.jp/49707.htm>)

お知らせ「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る相談支援専門員の臨時的な取扱いについて」

- ・令和2年2月28日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡

「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る相談支援専門員の臨時的な取扱いについて」

【担当】

奈良県福祉医療部長寿・福祉人材確保対策課
人材確保・育成係

電話：0742-27-8039

FAX：0742-26-1015